

## 西知多医療厚生組合公告第6号

ごみ処理施設整備・運営事業について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき、総合評価一般競争入札を実施するため、同施行令第167条の6第1項及び西知多医療厚生組合財務規則（昭和54年西知多厚生組合規則第1号）第3条に基づき、次のとおり公告する。

令和元年（2019年）5月14日

西知多医療厚生組合管理者 鈴木 淳 雄

### 1 入札に付する事項

#### (1) 事業名称

ごみ処理施設整備・運営事業

#### (2) 事業場所

知多市北浜町11番地の4及び11番地の18

#### (3) 事業概要

本事業は、東海市及び知多市（以下「両市」という。）で発生する一般廃棄物を処理対象とするごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を建設するとともに、建設後20年間の運営を行うものである。

#### (4) 事業期間

ア 設計・建設期間：事業契約締結日から令和6年（2024年）3月まで

イ 運営期間：令和6年（2024年）4月から令和26年（2044年）3月まで

（20年間）

#### (5) 事業の対象となる業務範囲

ア 事業者が行う業務

(イ) 本施設の設計に関する業務

a 本施設の設計

b 西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）が提示する調査結果以外に

必要となる事前調査

- c 組合の交付金申請支援
- d 設計に係る許認可申請等
- e その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の建設に関する業務

- a 本施設の建設
- b 仮設施設の整備及び撤去
- c 知多市清掃センターの管理棟、渡り廊下、資源置場及び一般車駐車場の解体
- d 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- e 建設工事に係る許認可申請等
- f その他これらを実施する上で必要な業務

(ロ) 本施設の運営に関する業務

- a 運転管理業務
- b 維持管理業務
- c 測定管理業務
- d 防災等管理業務
- e 関連業務（行政視察以外の見学者対応も含む。）
- f 情報管理業務
- g 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- h その他これらを実施する上で必要な業務

イ 組合及び両市が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- a 仮設施設の設計【組合】
- b 近隣対応（事業者が実施する業務以外）【組合】
- c 本施設の交付金申請手続【組合】
- d 本施設の設計・建設モニタリング【組合】
- e その他これらを実施する上で必要な業務【組合】

(イ) 本施設の運営に関する業務

- a 本施設への搬入可能物の搬入【両市】

- b 焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の運搬【組合】
- c 焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の資源化又は最終処分【組合】
- d 近隣対応（事業者が実施する業務以外）【組合】
- e 行政視察対応（運営事業者による部分的な支援を含む。）【組合】
- f 運営モニタリング【組合】
- g その他これらを実施する上で必要な業務【組合】

#### (6) 予定価格（入札書比較価格）

本事業における予定価格（入札書比較価格）は、29,717,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

なお、本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

### 2 入札者に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者は、設計・建設業務及び運営業務を実施する予定の複数企業によるグループで構成する。

イ 入札参加者は、本事業の設計・建設業務又は運営業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。

ウ 入札参加者の企業グループの中から「(2)イ(ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続を行うこととする。

エ 入札参加者は、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運営業務のうち、主たる業務を請負又は受託する構成員又は協力企業を定めることができる。ただし、本施設のプラントの設計・建設の主たる業務は、代表企業が行うこと。

オ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

カ 構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業となることはできない。

キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。

a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

ク その他、キの(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の入札参加者の構成員又は協力企業となることはできない。

ケ 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 入札参加資格要件

入札参加者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 共通の入札参加資格要件

組合の平成30・31年度入札参加資格者名簿に登録されている者。なお、両市へ提出された入札参加資格審査申請書は、組合に提出されたものとみなし、両市の入札参加資格者名簿をあわせた名簿を組合の名簿とみなしている。

イ 各業務を行う者の要件

(ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件

入札参加者のうち、本施設のプラントの設計・建設業務を行う者は代表企業とし、次の要件を全て満たす企業であること。

- a 地方公共団体から発注された発電設備を設置した処理能力 185t/日以上  
の一般廃棄物処理施設（処理方式はストーカ式焼却炉に限る。）の新設整備  
事業を元請けとして受注し、平成 12 年度（2000 年度）以降に竣工した実  
績を有すること。
- b 入札参加資格者名簿において、登録業種が建築工事（清掃施設工事）、格  
付が A ランクかつ総合評定値が 1,200 点以上、建設業許可区分が特定建設  
業者であること。
- c 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における清掃施設工事に係る監理技  
術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。なお、監理技  
術者は、当該企業と直接的な雇用関係にある者であること。

(イ) 本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件

入札参加者のうち、本施設の建築物等の設計業務を行う者は、本施設のプ  
ラントの設計・建設業務を行う者又は建築物等の建設業務を行う者のうち、  
次の要件を全て満たす企業であること。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士  
事務所登録の登録を行っていること。
- b 地方公共団体から発注された発電設備を設置した一般廃棄物処理施設の  
設計を一括して実施した実績（下請けも可とする。）を有すること。

(ロ) 本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件

入札参加者のうち、本施設の建築物等の建設業務を行う者は、構成員又は  
協力企業とすること。当該業務は複数の構成員又は協力企業で行うものとし、  
このうち少なくとも 1 社は a 及び b を満たすこととする。また、少なくとも  
1 社は c を満たす企業であることとする。

- a 入札参加資格者名簿において、登録業種が建築工事（建築一式工事）、格  
付けが A ランクかつ総合評定値が 1,200 点以上、建設業許可区分が特定建設  
業者であること。
- b 地方公共団体から発注された発電設備を設置した一般廃棄物処理施設の  
施工を一括して実施した実績（下請けも可とする。）を有すること。

c 両市のいずれかに本社があること。

(エ) 本施設の運營業務を行う者の要件

入札参加者のうち、本施設の運營業務を行う者は、構成員又は協力企業とし、少なくとも1社は次の要件を全て満たす企業であること。

a 地方公共団体から発注された発電設備を設置した処理能力185t/日以上  
の一般廃棄物処理施設（処理方式はストーカ式焼却炉に限る。）の運転管理  
業務を、平成12年度（2000年度）以降に元請け（当該事業における特別目  
的会社からの直接受託を含む。）として受注し、1年以上の運転管理業務実  
績を有すること。

b 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、現場総括責  
任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）とし  
ての経験・実績を有する技術者を専任で配置できること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

ア 両市のいずれかから指名停止措置を受けている者

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その  
執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を  
滞納している者

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実が  
あり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

カ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規  
定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の  
会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申  
立てを含む。）がなされている者

キ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている  
者

ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同  
法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同

法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

ケ 東海市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）又は知多市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 16 号）の措置要件に該当すると認められる者

コ 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

- ・ ごみ処理施設整備・運営に係るアドバイザー業務（その 1）の受託者  
八千代エンジニアリング株式会社  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

サ 事業者選定審査会の委員が所属する企業

シ 事業者選定審査会の委員と人的関係のある者

#### (4) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類受付期限日とする。

イ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の代表企業が(2)の入札参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。また、落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に入札参加者の代表企業が(3)のイからシに該当することとなる事態が生じた場合には、組合は当該入札参加者との事業契約締結を行わない。

ウ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力企業が(2)の入札参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに組合へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、組合の許可のうえ代表企業以外の構成員及び協力企業の変更を認めるものとする。なお、(3)のアについて、指名停止期間前までに申し出た場合には、組合はその事情等を考慮し、指名停止開始後であっても代表企業以外の構成員及び協力企業の変更を認める場合がある。

エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力企業が(3)のイからシに該当す

ることとなる事態が生じた場合には、速やかに組合へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、組合の許可のうえ代表企業以外の構成員及び協力企業の変更を認めるものとする。

### 3 契約条項を示す場所及び日時に関する事項

#### (1) 場所

西知多医療厚生組合総務部建設課ホームページ

(<http://www.nishichita-aichi.or.jp/gomishori/index.html>)

#### (2) 公表日

令和元年（2019年）5月14日（火）

#### (3) 公表資料

ア ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書

イ ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準

ウ ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書

※要求水準書の添付資料の一部については、組合にて入札参加者に直接提供するため、本入札への参加を予定する者は組合へ連絡すること。

エ ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）

オ ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（案）

カ ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書（案）

キ ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務委託契約書（案）

ク ごみ処理施設整備・運営事業 様式集

ケ ごみ処理施設整備・運営事業 提出書類の作成要領

### 4 入札手続きに関する事項

#### (1) 入札の方法

本入札は、総合評価一般競争入札により落札者を決定する。なお、本入札は、入札参加者が1者であっても実施するものとする。

#### (2) 入札に関する事項

ホームページで公表する入札説明書の「第3章 入札に関する事項」のとおりとする。

#### (3) 落札者の決定方法

ホームページで公表する落札者決定基準のとおりとする。

(4) 定量化限度額の設定

本入札の価格審査においては、定量化限度額を設定する。

5 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札参加資格審査に関する提出書類に記載された応募者以外の者が行った入札
- (3) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (4) 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札
- (5) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (6) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- (7) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

7 その他必要な事項

(1) 議会の承認

組合は、契約の締結に当たって、令和2年（2020年）5月（予定）の組合議会への議案提出を予定している。

(2) その他

本入札の詳細は、ホームページで公表する入札説明書等を参照することとする。

(3) 入札に関する担当部署等

本入札に関する担当部署は、次のとおりとする。

|   |
|---|
| 西知多医療厚生組合 総務部 建設課   |
| 〒478-0006   |
| 愛知県知多市三反田3丁目1番地の2   |
| 電 話 0562-32-1597  |
| F A X 0562-33-7207  |
| E-mail gomishori@nishichita-aichi.or.jp   |
| H P <a href="http://www.nishichita-aichi.or.jp/gomishori/index.html">http://www.nishichita-aichi.or.jp/gomishori/index.html</a> |